

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
(公財)日本適合性認定協会	6010705001550	総会分担金	2,225,114	-	11月8日	APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)およびPAC (太平洋認定協力機構)は、合同総会及び関連会議を2013 年から年1回開催し、事業計画、予算等について審議してい る。2018年第5回APLAC/PAC合同総会は日本の京都で開催され た。 本国際会議は国内4認定機関により日本国内で共同開催 された。監事機関である益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)に会議に係る分担金を支払うもの。	公財	国認定
(公社)大阪労働基準連合会	7120005015256	研修費	115,080	-	10月12日 10月15日 10月16日 11月12日 12月5日 12月25日	NLABの大型水槽及び排水ピットでの作業は、労働安全衛 生法において第二種酸素欠乏危険作業に定められている。 この作業に従事する者のうちから酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者の選任が法的に義務づけられているため、酸素 欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任するために当該講 習を受講するもの。 (研修2種のべ9人) 第二種酸素欠乏危険作業特別教育 受講料 60,000円(=10,000円×6人) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 受験料 55,080円(=18,360円×3人)	公社	都道府県認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。